



# 地球温暖化対策のための税について (参考資料)

平成22年11月9日  
環境副大臣 近藤昭一

# 日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

(2010年4月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	55.84 (円/ℓ) 揮発油税 : 53.80 石油石炭税 : 2.04	34.14 (円/ℓ) 軽油引取税 : 32.10 石油石炭税 : 2.04	2.04 (円/ℓ) 石油石炭税 : 2.04	0.70 (円/kg) 石油石炭税 : 0.70	1.08 (円/kg) 石油石炭税 : 1.08	0.375 (円/kWh) 電源開発促進税 : 0.375
イギリス	92.17 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 92.17	92.17 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 92.17	17.00 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 17.00	2.06 (円/kg) 気候変動税 : 2.06	4.91 (円/kg) 気候変動税 : 4.91	0.757 (円/kWh) 気候変動税 : 0.757
ドイツ	89.95 (円/ℓ) エネルギー税 : 89.95	64.65 (円/ℓ) エネルギー税 : 64.65	16.08 (円/ℓ) エネルギー税 : 16.08	1.17 (円/kg) エネルギー税 : 1.17	14.05 (円/kg) エネルギー税 : 14.05	2.817 (円/kWh) 電気税 : 2.817
フランス	83.41 (円/ℓ) 石油産品国内消費税 : 83.41	58.88 (円/ℓ) 石油産品国内消費税 : 58.88	2.29 (円/ℓ) 石油産品国内消費税 : 2.29	1.17 (円/kg) 石炭税 : 1.17	3.04 (円/kg) 天然ガス消費税 : 3.04	- 地方電気税 : 従価税 (注5)
オランダ	98.12 (円/ℓ) 鉱油税 : 98.12	57.87 (円/ℓ) 鉱油税 : 57.87	4.63 (円/ℓ) 鉱油税 : 4.63	1.84 (円/kg) 石炭税 : 1.84	34.44~1.73 (円/kg) エネルギー税	15.310~0.069 (円/kWh) エネルギー税
フィンランド	86.17 (円/ℓ) 液体燃料税 -基本税 : 78.67 -付加税 : 6.57 -戦略備蓄料 : 0.93	50.02 (円/ℓ) 液体燃料税 -基本税 : 42.15 -付加税 : 7.39 -戦略備蓄料 : 0.48	8.29 (円/ℓ) 液体燃料税 -基本税 : - -付加税 : 7.94 -戦略備蓄料 : 0.35	6.94 (円/kg) 電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 6.78 -戦略備蓄料 : 0.16	5.37 (円/kg) 電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 5.15 -戦略備蓄料 : 0.21	0.361 (円/kWh) 電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 0.344 -戦略備蓄料 : 0.018
デンマーク	78.47 (円/ℓ) 鉱油エネルギー税 : 71.59 CO2税 : 6.88	58.79 (円/ℓ) 鉱油エネルギー税 : 51.17 CO2税 : 7.62	46.87 (円/ℓ) 鉱油エネルギー税 : 38.68 CO2税 : 8.18	37.24 (円/kg) 石炭税 : 29.61 CO2税 : 7.63	74.38 (円/kg) 天然ガス税 : 64.42 CO2税 : 9.96	13.300 (円/kWh) 電気税 : 12.157 CO2税 : 1.144
EU最低税率	49.34 (円/ℓ)	45.35 (円/ℓ)	1.86 (円/ℓ)	0.53 (円/kg)	1.38 (円/kg)	0.069 (円/kWh)

(注1) 用途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路・交通関連の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、天然ガス、及び電気については事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、天然ガス、電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、天然ガスは事業用、及び電気は事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。電気に対しては地方電気税があり、課税標準は契約電力によって異なる(税抜電気料金の0~80%)。税率は市で最大8%、県で最大4%である。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガス・電気は事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、軽油は無硫黄、電気は鉱業・工業・温室内の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり約2,805円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けをしている。

(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、天然ガスは非動力用、電気は非居住用電力の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり約2,867円に設定されており、表中では網掛けをしている。

(注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、天然ガスは加熱・事業用、電気は事業用の税率。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/ℓ)・0.65(kg/m3)、及び石炭・天然ガスについては環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」による係数25.7(GJ/トン)・43.5(MJ/m3)を用いて単位を揃えている。

(備考2) 為替レート: 1ポンド=約161.17円、1ユーロ=約137.43円、1デンマーク・クローネ=約18.45円(2008年4月から2010年3月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

## 日本とEU諸国のCO2排出量1トンの当たりのエネルギー課税の税率の比較 (2010年4月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,052 (円) 揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 879	13,207 (円) 軽油引取税 : 12,418 石油石炭税 : 789	753 (円) 石油石炭税 : 753	301 (円) 石油石炭税 : 301	400 (円) 石油石炭税 : 400
イギリス	39,701 (円) 炭化水素油税 : 39,701	35,657 (円) 炭化水素油税 : 35,657	6,275 (円) 炭化水素油税 : 6,275	887 (円) 気候変動税 : 887	1,441 (円) 気候変動税 : 1,441
ドイツ	38,743 (円) エネルギー税 : 38,743	25,009 (円) エネルギー税 : 25,009	5,934 (円) エネルギー税 : 5,934	501 (円) エネルギー税 : 501	4,120 (円) エネルギー税 : 4,120
フランス	35,926 (円) 石油産品内国消費税 : 35,926	22,776 (円) 石油産品内国消費税 : 22,776	844 (円) 石油産品内国消費税 : 844	502 (円) 石炭税 : 502	891 (円) 天然ガス消費税 : 891
オランダ	42,265 (円) 鉱油税 : 42,265	22,386 (円) 鉱油税 : 22,386	1,709 (円) 鉱油税 : 1,709	792 (円) 石炭税 : 792	10,098~508 (円) エネルギー税
フィンランド	37,115 (円) 液体燃料税 -基本税 : 33,883 -付加税 : 2,830 -戦略備蓄料 : 403	19,352 (円) 液体燃料税 -基本税 : 16,306 -付加税 : 2,860 -戦略備蓄料 : 186	3,058 (円) 液体燃料税 -基本税 : - -付加税 : 2,931 -戦略備蓄料 : 128	2,982 (円) 電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 2,912 -戦略備蓄料 : 70	1,573 (円) 電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 1,510 -戦略備蓄料 : 63
デンマーク	33,800 (円) 鉱油エネルギー税 : 30,837 CO2税 : 2,964	22,743 (円) 鉱油エネルギー税 : 19,796 CO2税 : 2,947	17,297 (円) 鉱油エネルギー税 : 14,276 CO2税 : 3,021	15,997 (円) 石炭税 : 12,720 CO2税 : 3,277	21,808 (円) 天然ガス税 : 18,887 CO2税 : 2,920
EU最低税率	21,251 (円)	17,545 (円)	685 (円)	228 (円)	404 (円)

(注1) 用途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路・交通関連の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、及び天然ガスについては事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、及び天然ガスに対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、及び天然ガスは事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガスは事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、及び軽油は無硫黄の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり約2,805円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けしている。

(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、及び天然ガスは非動力用の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり約2,867円に設定されており、表中で網掛けしている。

(注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、及び天然ガスは加熱・事業用の税率。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m3)、及び環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」により、ガソリンは「ガソリン」、重油は「A重油」、石炭は「一般炭」、天然ガスは日本については「液化天然ガス」、その他の国については「天然ガス」の係数を用いて換算している。

(備考2) 為替レート: 1ポンド=約161.17円、1ユーロ=約137.43円、1デンマーク・クローネ=約18.45円(2008年4月から2010年3月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

# 諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉(1990年～)など

・1990年 フィンランド いわゆる炭素税(Additional duty)導入

・1991年 スウェーデン 二酸化炭素税(CO2 tax)導入

ノルウェー 二酸化炭素税(CO2 tax)導入

1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット(リオデジャネイロ)

・1992年 デンマーク 二酸化炭素税(CO2 tax)導入

オランダ 一般燃料税(General fuel tax)導入

・1993年 イギリス 炭化水素油税(Hydrocarbon oil duty)の段階的引上げ(~1999年)

・1996年 オランダ 規制エネルギー税(Regulatory energy tax)導入

1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】

・1999年 ドイツ 鉱油税(Mineral oil tax)の段階的引上げ(~2003年)、電気税(Electricity tax)導入

イタリア 鉱油税(Excises on mineral oils)の改正(石炭等を追加)

・2001年 イギリス 気候変動税(Climate change levy)導入

ドイツ 再生可能エネルギー法による固定価格買取制度(FIT)開始

<参考>2003年10月 「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】

:各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定

・2004年 オランダ 一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合(石炭についてのみ燃料税として存続(Tax on coal))。規制エネルギー税をエネルギー税(Energy tax)に改組

・2005年 EU EU域内排出量取引制度(EU-ETS)開始

・2006年 ドイツ 鉱油税をエネルギー税(Energy tax)に改組(石炭を追加)

・2007年 フランス 石炭税(Coal tax)導入

・2008年 スイス 二酸化炭素税(CO2 levy)導入

# 平成22年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案

【課税の仕組み】	<p>①原油、石油製品(ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料)、ガス状炭化水素(天然ガス、LPG等)、石炭を対象に、輸入者、採取者の段階で課税(石油石炭税の納税システムを活用)</p> <p>②ガソリンについては、①に加えて、ガソリン製造者等の段階で課税(揮発油税の納税システムを活用)</p>
【税率】	<p>①(輸入者・採取者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原油、石油製品 2,780円/kl (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン)</li> <li>・ガス状炭化水素 2,870円/t (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン)</li> <li>・石炭 2,740円/t (1,174円/二酸化炭素トン、4,303円/炭素トン)</li> </ul> <p>②(ガソリン製造者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガソリン 17,320円/kl (7,467円/二酸化炭素トン、27,380円/炭素トン)</li> </ul>
【税収額】	<p>○総額約2.0兆円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①全化石燃料への課税1.0兆円強 (うち石炭の税率の天然ガスとの均衡化0.03兆円)</li> <li>②ガソリンへの上乗せ課税1.0兆円弱</li> </ul>
【軽減措置】	<p>○以下については、免税とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品原料としての化石燃料(ナフサ)</li> <li>・鉄鋼製造用の石炭・コークス</li> <li>・セメントの製造に使用する石炭</li> <li>・農林漁業用A重油</li> </ul> <p>○その他、国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮については、使途となる歳出・減税で対応</p>
【実施時期等】	<p>○平成22年4月より実施。</p> <p>○次年度以降、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考に、排出量取引の対象となる事業者の負担の軽減措置を検討する。</p>
【使途】	<p>○「チャレンジ25」実現に向けた政策パッケージに盛り込まれる地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。</p>

## ○その他

・軽油についての個別の課税については、税制調査会において別途ガソリンに準じて検討が必要。

# 主要三施策の役割と関係について①

## 主要三施策の役割

### 【国内排出量取引制度(キャップ・アンド・トレード)】

我が国の中長期目標の達成に向け、温室効果ガスの排出量の削減が着実に実施されるようにするため、大規模排出者の一定期間の温室効果ガスの排出量の限度(総量方式を基本としつつ、原単位方式についても検討)を定めるとともに、柔軟な義務履行を可能とするため他の排出者との排出量の取引等を認めるものである。

### 【地球温暖化対策のための税】

二酸化炭素を排出する者(化石エネルギー利用者)全てに薄く広く負担を求めることにより、課税による削減効果を狙いとするとともに、併せて、地球温暖化対策に要する費用を賄うことも期待するものである。

### 【再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度】

一定の価格、期間及び条件の下で、電気である再生可能エネルギーの全量について電気事業者に調達義務を課すことで、再生可能エネルギーの利用を促進するものである。その費用は、電気事業者が電力需要家から電気料金とともに徴収する。

	国内排出量取引制度	地球温暖化対策のための税	全量固定価格買取制度
目的	温室効果ガスの排出量の着実な削減	広く経済社会全体に低炭素化への経済的インセンティブを与えることによるCO2排出抑制効果、地球温暖化対策の財源確保も期待	電気である再生可能エネルギーの利用促進
対象	産業・業務部門を中心とした温室効果ガスの大規模排出者	家庭・運輸部門、小規模排出源を含む化石燃料利用者全般(価格転嫁を通じてカバー)	電力需要家のみ(電気料金上乗せによりカバー)
手段	排出量に排出枠を設けるとともに、柔軟な義務履行を可能とするため排出枠の取引等を認める	全化石燃料にCO2排出量に応じて広く薄く課税	電気事業者に一定の価格、期間、条件の下、電気である再生可能エネルギーの調達義務を課す

## 主要三施策の役割と関係について②

### 主要三施策の役割分担

- ※ 役割分担を整理するに当たり、国内排出量取引制度について以下を仮定。
- ・川下事業者(例えば年間1万tCO<sub>2</sub>以上排出する事業所を有する事業者のイメージ)を対象
  - ・事業者の削減ポテンシャルを踏まえて排出枠を無償で交付
  - ・電力は間接方式

(各施策の役割を踏まえた適切な組合せ)

- 主要三施策は、目的・対象・手段を基本的には異にするものであることから、適切に組み合わせることで相互補完的に効果を発揮させることが可能。

(国内排出量取引制度と税・固定価格買取制度)

- 税や固定価格買取制度が導入された状態の下であっても、国内排出量取引制度において、個々の事業者のこれまでの削減努力の程度や今後導入可能な技術の内容や程度(BAT[Best Available Technology]に達しているかどうかなど)等、事業者の削減ポテンシャルに着目して排出量の限度(排出枠)を無償で設定する場合には、本来想定された排出削減のための投資を超えて追加投資を求めることにはならない。

なお、排出枠の総量については、個々の排出枠の設定が、中長期目標の実現の観点から適切か否かを判断する目安とするため、我が国全体の削減ポテンシャルを精査しつつ環境省で検討中の中長期ロードマップの結論や、それを受けて地球温暖化対策基本法に基づき策定される基本計画を踏まえ、その中で約束される様々な対策の実現を確保するものとして別途設定する。

このように、各事業者において本来想定される排出削減を確実に担保するとの考え方で国内排出量取引制度を創設した場合には、過剰な設備投資を求めることにはならず、他の二施策との間では負担の重複は基本的には生じないと考えられる。

- なお、税は、石油石炭税等の徴税システムを活用しつつ「川上」事業者(原油等の輸入者、採取者)で課税することとしており、国内排出量取引制度の対象が「川下」事業者(化石燃料の消費者)となれば、税制で調整することは技術的にも難しい。
- また、欧州諸国でも、EU-ETSの対象事業者に着眼して税の減免を行っている国は限定的。

(固定価格買取制度と税)

- 固定価格買取制度は、電力における再生可能エネルギーの利用促進という課題に対し、電力の安定供給を図る政策目的にも取り組む観点から、電力利用の枠組みの中で特別に位置づけられたもの。広く薄く負担を求める税との間で特段の調整は行う必要はないと考えられる。